（軽微な変更に係る届出）

**第七条**　法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一　連携参加者の名称

二　連携参加者の住所

三　連携参加者の代表者の氏名

2　法第十条第二項の規定により特定下請連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする特定下請事業者は、様式第五による届出書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

（実施状況の報告）

**第八条**　認定特定下請事業者は、認定計画の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、主務大臣に様式第六により報告しなければならない。

（権限の委任）

**第九条**　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該特定下請連携事業計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。ただし、経済産業大臣がその権限を行うことを妨げない。

2　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。ただし、主務大臣がみずからその権限を行うことを妨げない。

一　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

二　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）

三　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）

四　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長

様式第１を次のように改める。

**様式第一**（第２条関係）

振興事業計画に係る承認申請書

年　　月　　日

大臣　殿

親事業者
所在地（住所）
名　　称
代表者の氏名
親事業者の振興事業計画に係る事業所
所在地（住所）
名　　称
責任者の氏名
特定下請組合等
所在地（住所）
名　　称
代表者の氏名

下請中小企業振興法第５条第１項の規定により、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、振興事業計画の必要事項を、別表１－１及び１－２は全ての事項について、別表１－３から１－７までは該当する事項について記載するものとする。

１　振興事業の目標及び内容

(1)　親事業者の発注分野の明確化

別表１－１に記載すること。

「発注分野」の欄には、計画参加下請事業者に何をどれだけ発注するかを明確に記載すること。

「発注割合」の欄には、全ての下請事業者への発注に対する割合を示すこととし、できるだけ個々の下請事業者別に記入すること。

計画期間中に各事項に変更を行うことが予定されているときは、その旨を明確に記載すること。

(2)　親事業者の発注方法及び取引条件の改善

別表１－２に記載すること。

全ての事項について、「現状」及び「改善内容」の欄にできる限り具体的に記入すること。

「親事業者の発注方法の改善」の欄には、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化、発注の安定化、納期及び納入頻度の適正化、発注の手続事務の円滑化、発注内容の明確化等について記載すること。

「取引条件の改善」の欄には、対価の決定の方法、納品の検査の方法、支給材の支給、設備等の貸与の方法等について記載すること。

(3)　下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化等

別表１－３から１－６までのうち該当するものについて記載すること。

「目標」の欄は、設備を新設する場合にはその設備の種類、機能、台数及び必要な資金の額を記載すること。

「技術改善の内容及び方法」の欄は、例えば「○○の作業技術の向上を親事業者の事業所での研修により図る」と記入すること。

「共同化の形態」の欄は、下請事業者のグループごとに、合併、協業化、共同出資会社、業務提携等の区分により記入すること。